

特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百六十四号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次の表のように改正し、令和六年十月一日から適用する。

令和六年八月二十日

厚生労働大臣 武見 敬三

改正後	改正前
<p>第十五 調剤 一〇五の三 (略)</p> <p>五の四 医療DX推進体制整備加算の施設基準</p> <p>(1) 医療DX推進体制整備加算Iの施設基準</p> <p>イ 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第一条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。</p> <p>ロ 健康保険法第三条第十三項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。</p> <p>ハ 保険薬剤師が、電子資格確認を利用して取得した診療情報等を閲覧又は活用し、調剤できる体制を有していること。</p> <p>ニ 電磁的記録をもって作成された処方箋を受け付ける体制を有していること。</p> <p>ホ 電磁的記録による調剤録及び薬剤服用歴の管理の体制を有していること。</p> <p>ヘ 電磁的方法により診療情報を共有し、活用する体制を有していること。</p> <p>ト 健康保険法第三条第十三項に規定する電子資格確認に係る十分な実績を有していること。</p> <p>チ 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い調剤を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して調剤を行うことについて、当該保険薬局の見やすい場所に掲示していること。</p> <p>リ チの掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。</p> <p>ヌ マイナポータルの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じる体制を有していること。</p>	<p>第十五 調剤 一〇五の三 (略)</p> <p>五の四 医療DX推進体制整備加算の施設基準</p> <p>(1) 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第一条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。</p> <p>(2) 健康保険法第三条第十三項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。</p> <p>(3) 保険薬剤師が、電子資格確認を利用して取得した診療情報を閲覧又は活用し、調剤できる体制を有していること。</p> <p>(4) 電磁的記録をもって作成された処方箋を受け付ける体制を有していること。</p> <p>(5) 電磁的記録による調剤録及び薬剤服用歴の管理の体制を有していること。</p> <p>(6) 電磁的方法により診療情報を共有し、活用する体制を有していること。</p> <p>(7) 健康保険法第三条第十三項に規定する電子資格確認に係る実績を一定程度有していること。</p>

(2) 医療DX推進体制整備加算2の施設基準

イ (1)のイからくまで及びチからヌまでに掲げる施設基準を満たすものであること。

ロ 健康保険法第三条第十三項に規定する電子資格確認に係る必要な実績を有していること。

(3) 医療DX推進体制整備加算3の施設基準

イ (1)のイからくまでに掲げる施設基準を満たすものであること。

ロ 健康保険法第三条第十三項に規定する電子資格確認に係る実績を有していること。

五の五〜十一の二 (略)

十一の三 調剤後薬剤管理指導料に規定する厚生労働大臣が定めるもの

(略)

十一の四〜十四 (略)

第十六 介護老人保健施設入所者について算定できない検査等

一〜三 (略)

四 介護老人保健施設入所者について算定できる注射及び注射薬等の費用

(略)

抗悪性腫瘍剤（悪性新生物に罹患している患者に対して投与された場合に限る。）の費用

(略)

五〜八 (略)

第十七 経過措置

一〜八 (略)

九 令和七年五月三十一日までの間に限り、第三の四の四の(1)のハ及び第三の九の(1)のハ中「ロの掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。」とあるのは「削除」と、第四の一の三の三の(4)、第四の一の六の二の(4)、第四

五の五〜十一の二 (略)

十一の三 調剤後薬剤管理指導料に規定する厚生労働大臣が定めるもの

(略)

十一の四〜十四 (略)

第十六 介護老人保健施設入所者について算定できない検査等

一〜三 (略)

四 介護老人保健施設入所者について算定できる注射及び注射薬等の費用

(略)

抗悪性腫瘍剤（悪性新生物に罹患している患者に対して投与された場合に限る。）の費用

(略)

五〜八 (略)

第十七 経過措置

一〜八 (略)

九 令和七年五月三十一日までの間に限り、第三の四の四の(1)のハ及び第三の九の(1)のハ中「ロの掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。」とあるのは「削除」と、第四の一の三の三(4)、第四の一の六の二の(4)、第

の四の三の六の(4)、第十の一の九の二の(4)、第十二の二の(4)、第十三の二の二の(4)、第十五の九の五の(4)中「(3)の揭示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。」とあるのは「削除」と、第四の一の五の三の(6)中「(5)の揭示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。」とあるのは「削除」と、第五の十一の(1)のロ中「イの揭示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。」とあるのは「削除」と、第七の四の(1)のへ中「ホの揭示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。」とあるのは「削除」と、第七の五の(2)中「(1)の揭示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。」とあるのは「削除」と、第十五の五の四の(1)のり中「チの揭示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。」とあるのは「削除」とする。

十 (略)

別表第一 特定疾患療養管理料並びに処方料及び処方箋料の特定疾患処方管理加算に規定する疾患

(略)

別表第九の二 検体検査実施料に規定する検体検査

一〜五 (略)

六 医科点数表区分番号D007に掲げる血液化学検査のうち次のもの

(略)

γ-グルタミルトランスアミノラーゼ (γ-GT)

(略)

七〜十 (略)

四の四の三の六の(4)、第十の一の九の二の(4)、第十二の二の(4)、第十三の二の二の(4)、第十五の九の五の(4)中「(3)の揭示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。」とあるのは「削除」と、第四の一の五の三の(6)中「(5)の揭示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。」とあるのは「削除」と、第五の十一の(1)のロ中「イの揭示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。」とあるのは「削除」と、第七の四の(1)のへ中「ホの揭示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。」とあるのは「削除」と、第七の五の(2)中「(1)の揭示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。」とあるのは「削除」とする。

十 (略)

別表第九の二 検体検査実施料に規定する検体検査

一〜五 (略)

六 医科点数表区分番号D007に掲げる血液化学検査のうち次のもの

(略)

γ-グルタミルトランスアミノラーゼ (γ-GT)

(略)

七〜十 (略)